#### 戸田都市計画生産緑地地区の変更(戸田市決定)

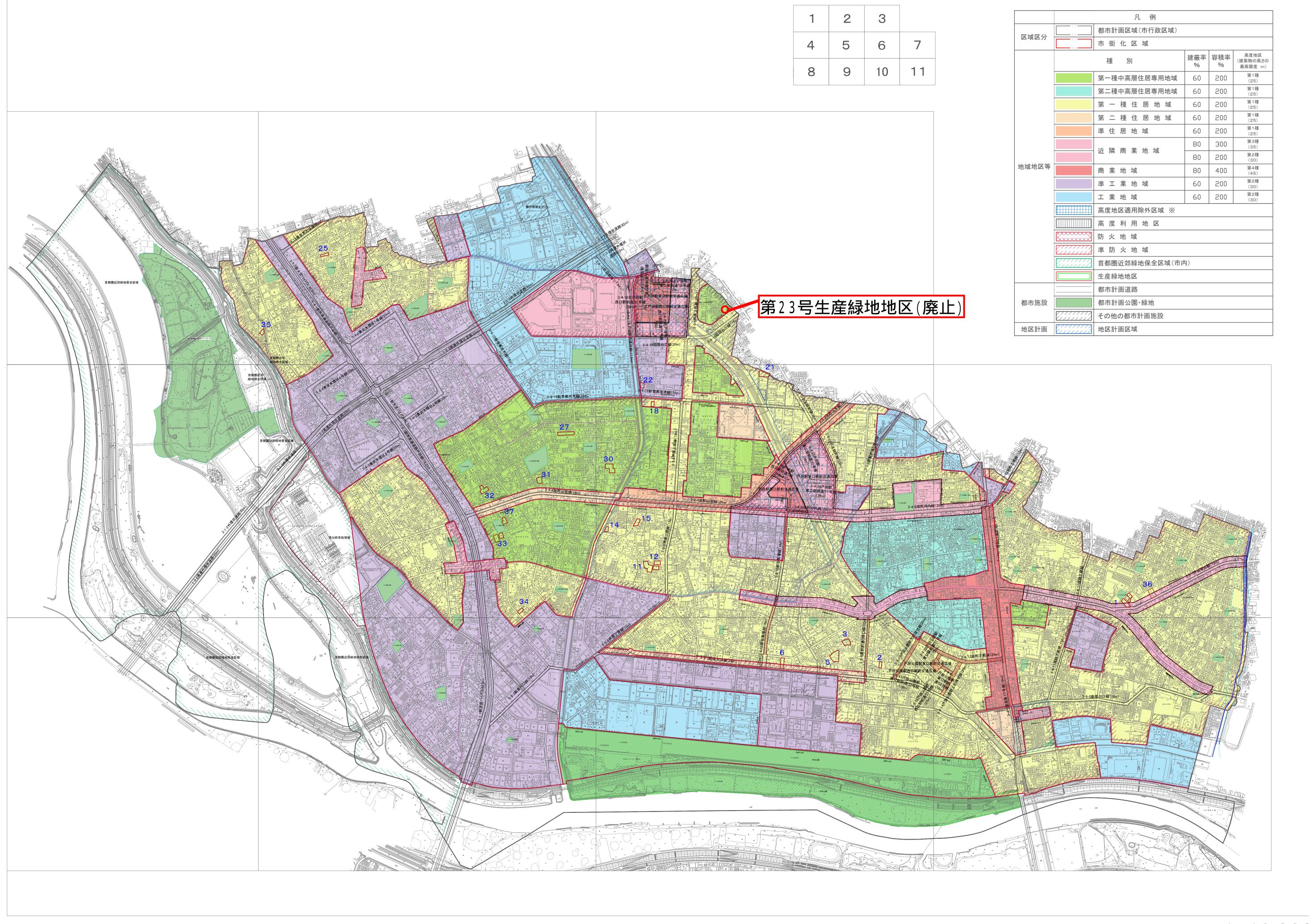
都市計画生産緑地地区中第23号生産緑地地区を廃止する。

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

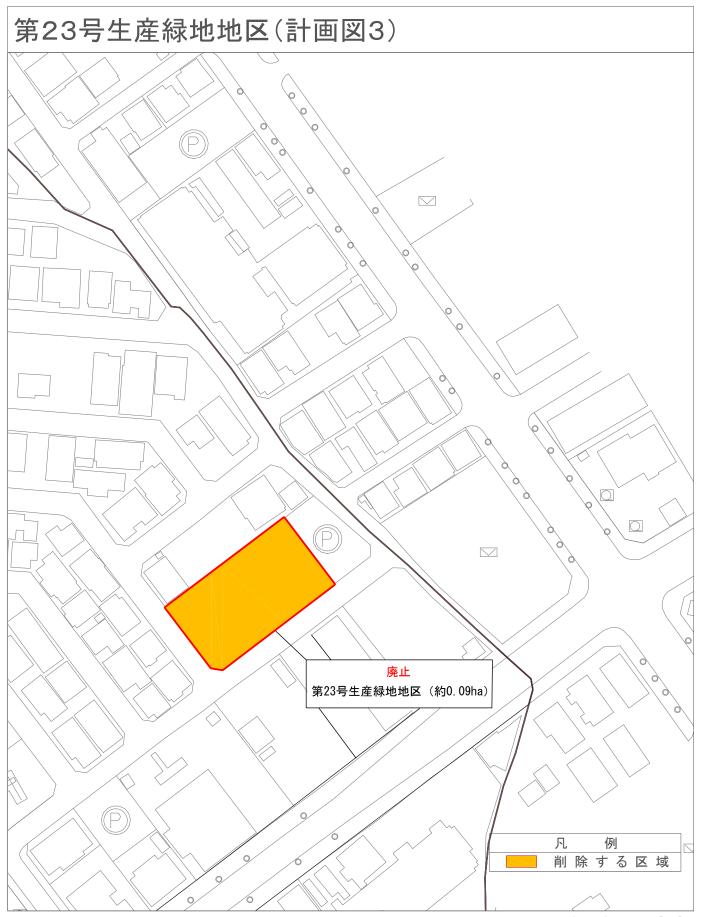
#### 理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

総括図



# 変更概要図



1:2, 500

### 理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条 第1項の規定に基づき、戸田都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示 したものです。

#### 【戸田都市計画における位置等】

今回変更する第23号生産緑地地区は、JR埼京線北戸田駅から東へ約400m、第一種中高層住居専用地域内に位置し、現在、土地区画整理事業により、基盤整備を進めている地区の区域内となります。

#### 【変更の必要性】

主たる農業従事者の死亡による市への買取り申出及び他の農業従事者への あっせんがともに不調であったため、生産緑地法第14条の規定により行為の 制限が解除されたことから、都市計画生産緑地地区を変更するものです。

#### 【変更の内容】

変更前		変更	後	内 容
名 称	面積	名 称	面積	<b>公分生原の研究</b>
第23号	約0.09	廃止		行為制限の解除により
生産緑地地区	ha	<b>廃</b>		り地区を廃止する。

#### 【関連する都市計画】

特になし

#### 【上位計画での位置付け】

特になし

## 戸田都市計画生産緑地地区の変更

経緯の概要(戸田市:第23号生産緑地地区)

1 公聴会等(原案の縦覧等) なし

2 県知事協議 令和7年 1月24日

3 県知事協議回答 令和7年 2月 4日

4 案の縦覧公告 令和7年 2月18日

5 案の縦覧 令和7年 2月18日から

令和7年 3月 4日まで

6 戸田都市計画審議会 令和7年 3月21日から

3月28日まで(稟議式)

7 変更告示 令和7年 4月中旬(予定)